平成２５年（フ）第４７６６号
東京都江戸川区上篠崎３丁目５―11
債務者　赤井　　淳
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７６９号
神奈川県相模原市南区南台４丁目12―30―201
債務者　猪狩　晴実
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７７０号
東京都足立区西新井栄町３丁目２―２―303
債務者　和田　勝幸
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７７３号
東京都江戸川区船堀５丁目９―７―303
債務者　磯部　雅美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７７４号
東京都江戸川区南小岩６丁目20―13―206
債務者　阿部　謙一
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７７５号
千葉県銚子市後飯町６―８
債務者　高田　康友
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７７６号
東京都稲城市百村229―１―201
債務者　岸野　理惠
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７７７号
東京都練馬区小竹町１丁目19―５―205
債務者　太田　祐介
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７７８号
東京都板橋区高島平５丁目18―14―103
債務者　佐藤慎一郎
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７８３号
東京都北区赤羽西４丁目３―20―101
債務者　石橋　　学
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７８５号
東京都調布市菊野台３丁目27―12　第３竹生荘101
債務者　佐野　喜城
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７８６号
東京都豊島区千早２丁目34―10
債務者　生方　由美（旧姓首藤）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７９８号
東京都中野区東中野１丁目35―４―506
債務者　國米貴代美
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７９９号
東京都国分寺市東恋ヶ窪２丁目19―２―205
債務者　土田　麻由
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８００号
東京都北区堀船４丁目４―４―507
債務者　阿久津紀子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８０５号
東京都渋谷区東３丁目７―10―1210
債務者　吉村　恵里
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部